



「地域に貢献する仕事をしたい！」皆さまへ

令和 8 年 4 月 1 日採用の鳩山町職員を募集します

募集職種	採用予定人員	受験資格	筆記試験は 大学 3 年生から 受験できます
一般事務職	若干名	平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた方	
一般事務職 (障害者対象)	若干名	次の要件のすべてを満たしている方 ①平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②身体障害者手帳、養育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ③活字印刷文による筆記試験に対応できる方	
一般事務職 (社会福祉士)	若干名	①平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②社会福祉士の資格をお持ちの方	

※地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

■採用(入庁)日 令和 8 年 4 月 1 日

※一次(筆記)試験は、大学卒業年の 1 年前(4 年制大学の場合大学 3 年生)から受験できます。一次試験合格者は、3 年間に(令和 7 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日の期間)に行われる試験)の一次試験が免除となります。

■受付期限 7 月 31 日(木)まで

■申込方法 電子申請での申し込みを原則とします。

【第 1 次試験(筆記試験)】

■日程 9 月 21 日(日)

■場所 鳩山町役場(予定)

■試験方法 教養試験(120 分)または職務能力試験(60 分)

を選択、職場適応性検査(20 分)、作文試験(90 分)

※職務能力試験は論理的思考力などを確認するための基礎的な内容です。

【第 2 次試験(第 1 次試験合格者)】

■日程 10 月下旬(予定)

■場所 鳩山町役場(予定)

■試験方法 面接試験

※日時、場所は都合により変更する場合があります。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

※詳細は、鳩山町ホームページ掲載の採用案内(上記二次元コードからアクセス)をご覧ください。



▲採用案内

鳩山町 1DAY インターン（職場見学＆仕事体験会）を開催します



鳩山町役場では、職員採用試験の申込みを検討している皆さまに、職場見学会と仕事体験ができる機会を提供します。原則、「特記事項」の内容に同意し、遵守できる方が参加できます。

■受入人数 各回 3 人程度(申込人数多数の場合は抽選)

■日時 7 月 17 日(木)、7 月 22 日(火)、7 月 23 日(水)いずれも午前 9 時～午後 4 時(全 3 回。いずれの日程も同内容)

■場所 鳩山町役場及び町内公共施設

■実施内容 採用案内、職場・町内見学、町長との懇談、接遇体験、文書作成、職員・町民との交流など

■特記事項 ①報酬等は支給しません。②職員の身分は

付与されません。③交通費・保険加入等インターンに係る費用は自己負担となります。④傷害保険と賠償保障責任保険等に、ご自身で必ず加入いただきます。(受入期間中に事故・災害が生じた場合、または鳩山町及び第三者に損害を与えた場合、鳩山町は一切の責任を負いません。)⑤受入当日、「誓約書」(守秘義務等の誓約)にご記入いただきます。

■申込 各回 5 日前までに専用ホーム(下記二次元コードからアクセス)からインターネット申込。

※大学等経由の申込は不要です。参加希望者が鳩山町に直接お申し込みください。

※希望回で 6 月の日程を選択しないようにご注意ください。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214





ご存じですか 国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由や災害等により、国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除または猶予されます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、もしもの時の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合もあります。納付が難しい方は国民年金保険料の免除・猶予申請をしましょう。

免除の内容は被保険者の方の負担能力に合わせ、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予と段階的な免除基準があり、納付しやすい環境となっています。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

■令和7年度の申請期間

令和7年7月～令和9年8月

※申請月の2年1か月前までは遡って免除を申請することができます。

■承認期間 令和7年7月～令和8年6月（令和6年中の所得で審査）

■手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・失業を理由に申請（特例）する場合は「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関発行の証明書

■受付場所 役場町民健康課または役場東出張所



国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用できます。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また口座振替にはお得な前納制度があります。前納制度のうち、6か月前納（10月～3月）をご希望の方は来月8月末が申出期限となりますので、ご希望の金融機関、役場町民健康課、川越年金事務所のいずれかへお申し出ください。

※今年度の6か月前納（4月～9月）1年前納・2年前納の申出は令和7年2月末日で締め切りました。

■手続きに必要なもの

納付書（または年金手帳か基礎年金番号通知書）・通帳・金融機関の届出印

■申出期限 8月20日（水）

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891
または川越年金事務所 ☎ 242-2657

国民健康保険税の軽減・減免・減額制度について

国民健康保険税には、軽減・減免・減額の制度があります。

軽減・減免・減額の制度	内容	備考
低所得者軽減	前年の所得が一定以下の世帯は、世帯主と加入者の所得に応じて、保険税の均等割額が2割、5割、7割軽減されます。	世帯主を含む16歳以上の加入者全員の所得申告が必要
非自発的失業（倒産・解雇・雇い止め）軽減	倒産、解雇、雇用期間満了などにより離職した方で、雇用保険を受給している方は国民健康保険税が軽減される場合があります。	申請が必要
未就学児軽減	国民健康保険に加入している未就学児の均等割額を5割軽減します。	申請不要
子育て世帯の減免（町独自の制度）	国民健康保険に加入する0歳から18歳までの被保険者に係る均等割額を減免することができます。（令和5年度から令和8年度まで）	申請が必要
産前産後期間の減額	出産する国民健康保険加入者の一定期間の保険税（所得割額・均等割額）を減額することができます。	申請が必要
収容減免	刑事施設（刑務所や少年院など）に収容されている（されていた）方の保険税を減免できる場合があります。	申請が必要

※各制度の詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。

■問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892

国民健康保険税の税率等を変更しました

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに区分されます。令和7年度の税率につきましては、後期高齢者支援金分の賦課限度額が変更となりました。なお、他の区分は令和6年度から変更はありません。

※令和7年度の具体的な税額は、7月中旬に国保加入世帯の世帯主へ発送する国民健康保険税納税通知書を確認してください。詳細につきましては、町ホームページ(令和7年度国民健康保険税の税率等を変更しました)をご覧ください。

■令和7年度保険税率等

区分	項目	令和6年度	令和7年度	差
後期高齢者支援金分	賦課限度額 (1世帯あたり)	22万円	24万円	+2万円

所得割額：(総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × 所得割税率 (加入者ごとに計算し世帯で合算)

均等割額：均等割額 (1 人当たり) × 国保加入者の人数 (世帯で合算)

■問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892



10月1日から公共下水道使用料が改定されます

令和7年10月1日から公共下水道使用料を平均改定率20%値上げします。継続して使用されている人は、1月の検針分から新しい料金表が適用されます。

※新規開栓の場合は、11月の検針から適用される場合があります。

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合では、生活環境の改善、水域の水質保全に加え健全な水環境を保つことを目的に市街化区域(一部調整区域を含む)を事業区域として汚水処理を行っています。

平成元年の供用開始以来、経営の基本方針として効率的な下水道経営による経費削減を最優先とし、35年間下水道使用料の改定を一度も行わずに下水道サービスの提供に努めてまいりました。

その一方で、下水道使用料の収入は、昨今の人口減少や節水型機器の普及により年々減少しており、下水道事業経営は大変厳しい状況にあります。

公営企業である公共下水道事業は、その経営に伴う収入(使用料)をもって経費をまかなう「独立採算制」が基本ですが、下水道使用料の収入のみでは下水道サービスにかかる費用をすべて賄いきれないため、毛呂山町・越生町・鳩山町の基本的な行政サービスを担う一般会計予算からの繰入金で補って経営している状況にあります。

下水道施設の多くは老朽化が進んでおり、下水処理場や下水道管の更新時期を迎えています。また自然災害の被害を最小限にとどめるため、耐震化などの対策を進めていく必要があります。

将来にわたり安定的に汚水処理を行うため、公共下水道使用者の皆さまには大変ご負担をおかけいたしますが、今後も更なる経費削減と安定経営に向けて努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 総務課 財政担当 ☎ 294-9333

マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中！



町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書に関する相談・手続きを行っています。

お手続きには事前予約が必要です。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へお電話で予約をお願いします。ご予約の際には、ご希望の時間帯(午前中のみ)とお手続き内容をお伝えください。

正面玄関が閉まっておりますので、来庁時には職員通用口(正面玄関向かって右側)からお入りください。

◆7～9月 休日臨時開庁日

■日程 7月5日(土)、8月3日(日)、9月6日(土)

■時間 午前9時～正午

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

※予約があった日(予約のあった時間帯)のみ開庁します。原則として、当日受付は行っておりませんので、ご注意ください。

参議院議員通常選挙の投開票日は「7月20日（日）」です



令和7年7月28日（月）に任期満了となる参議院議員通常選挙を、7月3日（木）公示、7月20日（日）投開票の日程で行います。投票時間は、午前7時から午後8時までです。

参議院議員通常選挙は地域課題を解決するための方向性を決める、大変重要な選挙です。あなたの未来のために、貴重な一票を投票しましょう。

■投票できる方

【年齢要件】平成19年7月21日までに生まれた方

【住所要件】令和7年4月2日までに鳩山町に住民登録をし、引き続き町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方

選挙当日に投票ができない方へ（期日前投票・不在者投票）

種別		概要
期日前投票		■投票期間 7月4日（金）～7月19日（土） ■投票時間 午前8時30分～午後8時まで ■投票場所 役場1階ホール ※入場券を忘れずにお持ちください。
不在者投票	指定を受けた病院や老人ホームで投票	申し出があれば、病院や老人ホームなどで投票できます。ご希望の方は、施設の長に申し出てください。
	郵便による不在者投票	身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たしている方、または障がいの程度が一定の要件に該当すると県知事などが証明した場合は、郵便による不在者投票ができます。
	滞在地の市区町村で投票	事前に手続きが必要です。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

■入場券について

入場券は、はがきで各世帯に有権者全員分が郵送されます。はがき1枚につき4人分の入場券がついています（1世帯あたり5人以上の場合は、はがきが2枚以上郵送されます）。入場券を切り取り、投票所へ持参してください。また、選挙資格がある方で、入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

入場券をなくされた方は、本人確認書類を持参し、投票所の受付に申し出てください。

※入場券は令和7年6月13日現在で作成しています。

■選挙公報

選挙公報は新聞折込のほか、希望者には郵便等でお届けしますのでご連絡ください。また、役場、東出張所、中央公民館、総合福祉センター、今宿コミュニティセンター、町立図書館、地域包括ケアセンターにも用意します。

■期日前投票・不在者投票

投票日当日、都合が悪く投票に行けない方は、左表のとおり、期日前投票、不在者投票等ができます。

■開票

開票は即日、午後9時から役場3階305・306会議室で行われます（参観を希望する方は下記まで）。開票状況につきましては町ホームページにてご確認ください。



■問合せ 鳩山町選挙管理委員会（役場総務課内）

☎ 296-1214 FAX 296-2594

忘れずに投票してね♪



未来をつくる
あなたの一票大切に



投票区名	投票所	投票区域
第1投票区	泉井交流体験エリア	大橋、泉井
第2投票区	亀井農村センター	奥田、須江、竹本
第3投票区	上熊井集落センター	高野倉、熊井（一部を除く）
第4投票区	今宿コミュニティセンター	小用、大豆戸、赤沼、今宿、石坂（石坂一を除く）、熊井の一部、鳩ヶ丘五丁目の一部
第5投票区	中央公民館石坂分館	石坂（石坂二を除く）、楓ヶ丘四丁目、鳩ヶ丘三・四丁目
第6投票区	鳩ヶ丘のびのびプラザ	楓ヶ丘一丁目、鳩ヶ丘一・二丁目、鳩ヶ丘五丁目（一部を除く）
第7投票区	地域包括ケアセンター	松ヶ丘一丁目～四丁目、楓ヶ丘二・三丁目



図書宅配サービスの完全無料化について

図書館への来館が困難な方を対象に図書館資料を郵送でお届けするサービスを行っています。令和7年6月1日より、郵送による返却につきまして図書館着払いでできるようになりました。

■利用できる方

初めに宅配サービスの利用登録が必要です。町内にお住まいの方で以下のいずれかの条件の方が対象となります。お気軽に図書館までお問合せください。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、肢体不自由1級から3級の方
- ②療育手帳の交付を受けている方で、④からBの方
- ③介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた方
- ④母子健康手帳を発行された妊婦の方、または、出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦の方
- ⑤その他、図書館長が認めた方

■問合せ 町立図書館 ☎ 296-5660

「クビアカツヤカミキリ（特定外来生物）」 にご注意ください

埼玉県内の44市町村にて被害が拡大し、当町でもクビアカツヤカミキリが確認されています。

県内で確認されている被害の多くは、サクラ、モモ、スモモ、ウメなどとなっています。

樹体に幼虫が侵入すると、根元に大量のフラスがばらまかれて溜まる場合が多く、1本の樹体に複数個体の幼虫が侵入・羽化すると、その内部は激しく食害を受け、地上部への水揚げなどが悪くなることから、樹体が枯死する場

合もあります。

野外でクビアカツヤカミキリ(成虫)を見つけたらすぐに捕殺してください。

また、その位置情報や写真等を地域創生環境課へご連絡ください。

■問合せ 役場地域創生環境課
☎ 296-5894



提供：埼玉県環境科学センター



鳩山町シェイクアウト訓練参加者募集中！

■訓練内容

シェイクアウト訓練は、そのときいる場所で、地震から身を守る安全確保行動である、1「まず低く(DROP)」、2「頭を守り(COVER)」、3「動かない(HOLD ON)」を行う訓練です。単純な訓練ですが、地震が起きたときにとるべき行動を決めるなど、安全行動をとるための基本的な流れを確認するようにしましょう。

また、訓練参加後は、家具の固定やハザードマップの確認など、「プラスワン」の取組をぜひ実施してみましょう。

■訓練日時 11月5日(水)午前10時ごろに放送される緊急地震速報訓練の放送にあわせて約1分間

■訓練場所 自宅、職場などそのときにいる場所で訓練に参加できます。

■参加登録 訓練参加人数を把握するために、参加登録をお願いします。参加登録の方法は、電子申請・届出サービスや町役場などにある参加申込書を提出していただくことで登録できます。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

▲申込み
できます。



企業版ふるさと納税による寄附をいただきました

鳩山町の地方創生事業に対して、企業版ふるさと納税として寄附をいただきました。あたたかいご寄附、誠にありがとうございました。

■企業名 フタバ株式会社

■所在地 愛知県名古屋市中区白鳥二丁目4番10号

■寄付額 10万円

■寄附をいただいた対象事業

子育ての環境の改善、子育て支援

■問合せ 役場政策財政課

☎ 296-1212



▲フタバ株式会社
様ロゴマーク